

神奈川県自治会館（法人活動分）の大規模修繕費用・再取得に充当する資金の提示

資産取得資金取扱規程第4条第1項に規定する資産取得資金を保有するために、次のとおり提示する。

- 1 資金の名称 : 神奈川県自治会館再取得積立資産
- 2 その資金の目的である資産の名称 : 神奈川県自治会館
- 3 目的 : 神奈川県自治会館の大規模修繕費用と再取得に充当するための資金
- 4 計画期間 : 平成29年度から令和34年度まで
- 5 資産の取得又は改良の予定時期 : 令和35年度
- 6 資産の積立最低額の算出根拠
積立の目的資産である神奈川県自治会館1棟の建物再調達原価を基準とする。
(平成25年9月2日に発行された「不動産鑑定評価書」における建物再調達原価)
査定単価 302,500円/㎡ (1,000,000円/坪)
建物数量 9,263.041㎡
再調達原価 2,802,000,000円
法人活動保有財産按分割合 3.4%
資産の積立最低額 : 95,268,000円
 $2,802,000,000円 \times 法人活動保有按分割合 3.4\%$
- 7 各年度の積立予定額
《平成29年度》
年度末日における収支相償の剰余金及び遊休財産額の保有制限超過額のいずれか大きい金額に当該年度末日における減価償却引当資産の取崩額を加算した金額

《平成30年度から令和6年度までの各事業年度》
各事業年度末日における収支相償の剰余金及び遊休財産額の保有制限超過額のいずれか大きい額とする。

《令和7年度から令和34年度》
積み立てに必要な最低額と当該各年度の前年度末日における帳簿価格との差額を残年数で除した金額とする。

ただし、上記各事業年度において、法人活動を実施するための財政上の理由により積立予定額の全部または一部を積み立てないことができるものとする。